

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスが有効に機能することが求められる中、継続的に企業価値を高めるため、経営の効率化、判断の迅速化をすすめるとともに、経営チェック機能の充実ならびに適時適切な情報開示を行い、経営の透明性を高めることを重要な課題と位置付けております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
昭和産業株式会社	3,345,000	6.82
株式会社榎本武平商店	2,404,000	4.90
日本興亜損害保険株式会社	2,295,942	4.68
株式会社千葉銀行	2,233,380	4.56
株式会社千葉興業銀行	2,232,905	4.55
双日食料株式会社	2,111,490	4.31
HSBC BANK PLC A/C MARATHON FUSION PARTNERSHIP LP	1,480,000	3.02
三井住友信託銀行株式会社	1,455,000	2.97
日本生命保険相互会社	1,185,187	2.41
東京海上日動火災保険株式会社	1,158,491	2.36

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 東京 第二部

決算期 3 月

業種 卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 1000億円以上1兆円未満

直前事業年度末における連結子会社数 10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長（社長を兼任している場合を除く）
取締役の人数 更新	9 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
和氣 満美子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
和氣 満美子	○	——	弁護士としての資格を有しており、その知識と経験を当社の経営に活かしていただくため。 また、当社および当社子会社との利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、四半期ごとの打ち合わせ会において、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携しており、監査の実効性の向上をめざしております。
また、監査役と内部監査部門（監査室）は、四半期ごとの打ち合わせ会に加え、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携しており、監査の実効性の向上をめざしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
篠原 啓慶	公認会計士													
高橋 康雄	他の会社の出身者										△			
石田 康明	他の会社の出身者										△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
篠原 啓慶	○	——	公認会計士の資格を有しており、財務、会計に相当程度の知見を有しております。 また、一般株主との利益相反の生じるおそれのない社外監査役の中から独立役員として指定しております。
高橋 康雄		株式会社千葉銀行の出身者であります。	金融機関での経験が豊富であり、財務、会計に相当程度の知見を有しております。
石田 康明		株式会社千葉興業銀行の出身者であります。	金融機関での経験が豊富であり、財務、会計に相当程度の知見を有しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名
---------	-----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

--	--

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

該当項目に関する補足説明

効果的なインセンティブにつき検討段階。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明	更新
--------------	----

有価証券報告書、事業報告において、取締役報酬の総額を開示しております。平成27年3月期に取締役を支払った報酬等の総額は、10名、145百万円(使用人兼務取締役の使用人分給与及び賞与は含んでおりません)であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

――

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】更新

管理本部の各部署(総務部、経理部、監査室)から情報伝達、取締役会開催に際しての事前説明。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)更新

業務執行については、公正で透明性の高い経営を実現するために、取締役会を毎月開催し担当取締役より業務執行に関する報告を受け重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会を原則毎月2回開催し、また、役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を毎週開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図っております。

監査・監督については、経営チェック機能としては監査役設置会社であり、社外監査役3名(1名は公認会計士)を含む4名の監査役が毎月取締役会に出席するとともに独自に監査を実施するなど取締役の業務執行の状況を監査し、定例及び随時の監査役会において意見交換を行うなど、経営監視は有効に機能していると考えております。

内部監査の組織としては、監査室を設置しており、各部門、工場などの監査を定期的に実施し、チェック・指導する体制をとっております。

また、会計監査については、仰星監査法人が選任されており、平成26年3月期の監査業務を執行した公認会計士は、山崎清孝と小川聡の2名、監査業務に係る補助者の構成は公認会計士5名、公認会計士試験合格者等6名であります。

監査役会、会計監査人及び内部監査部門(監査部)とは、四半期ごとの打ち合わせ会に加え、必要の都度、相互の情報交換・意見交換を行うなど連携をしており、監査の実行性の向上に努めており、現状の体制において、有効に機能していると考えております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

監査役会は、社外監査役3名を含む4名の監査役で構成されており、取締役の業務執行を牽制するとともに、内部監査部門等と連携を図り経営状態を監視しております。当社は、これら体制により、適正な企業統治が確保されているものと考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	招集通知発送日 平成27年6月5日 定時株主総会開催日 平成27年6月26日

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他開示資料、決算ハイライト、株式の状況を掲載	
その他	格付へ機関の定期的レビューを受けております。 また、アナリスト等からの説明要請があった際は、随時個別対応を行っております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境保全、地球温暖化防止のための取組みとして、クールビズの実施、帳票類の再生紙使用等を行っております。

IV内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する体制についての整備状況は次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 取締役は法令遵守、企業倫理を念頭に置き、コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて、職務を執行する。
 - (2) 取締役は、取締役会の適切な意思決定に基づき、各々委嘱された業務を執行するとともに、業務執行の状況を取締役に報告する。
 - (3) 社外監査役による客観的な視点からのアドバイスを通じて、取締役会は適正な判断を行う。
 - (4) 取締役は、他の取締役の法令及び定款違反の行為を発見した場合は、直ちに取締役会及び監査役会、コンプライアンス委員会に報告する等体制を強化する。
 - (5) 反社会的勢力には、毅然とした態度で対応し、利益供与は一切行わないという方針のもと、対応部署及び不当要求防止責任者を定め、地元警察署及び顧問弁護士等の外部専門家と連携をとりながら、反社会的勢力との取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備、構築する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録、稟議書、協議書その他の業務の執行状況を示す主要な文書の取扱いに関しては、文書管理規程に従い保存管理する。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - (1) 事業活動における様々なリスクを想定したリスク管理規程を整備し、取締役及び使用人に各リスク認識を周知徹底し、リスク発生の未然防止に努める。
 - (2) 大規模な事故や災害等、不足の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置して迅速な対応をとり、損害の拡大を抑え、正常な状態への回復に努める。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会を毎月1回開催し、担当取締役より業務執行に関する報告を受け、重要事項を審議するとともに、役付取締役で構成される常務会を月2回、役付取締役、各本部長で構成される本部長会議を毎週開催し、業務全般にわたる迅速な意思決定と情報の共有化を図る体制をとる。
5. 使用人の職の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) コンプライアンスマニュアル、行動規範に基づいて職務を遂行する。
 - (2) 公益通報者保護法に基づいた内部通報制度を制定し、万一コンプライアンス違反があった場合は誰でも報告できる体制を作る。
6. 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
独立した事業会社として自主性を尊重するものの企業集団としての業務の適正を確保するために、関係会社管理規程に基づき子会社を管理し、子会社は子会社協議・報告基準に基づいて当社へ協議・報告する。
7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、速やかに対応し、補助担当者を充当する。
8. 監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
補助担当者は監査役区の職務を補助する業務については、取締役の指揮命令系統から外れ、独立性を保つ。
9. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
取締役は取締役会にて、常勤監査役に報告し、常勤監査役は監査役会でその他の監査役に報告する。その他必要に応じ、随時、取締役は常勤監査役に報告し、常勤監査役はその他の監査役に報告する。
10. その他の監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制
監査役はいつでも必要に応じ、取締役及び使用人に対して報告を求め、調査を要請できるものとする。
11. 財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制
財務報告の適正性を確保するため、関係する諸規程を継続的に整備するとともに、会計基準その他関連する法令に適切に対応する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ユアサ・フナシヨクグループ「行動規範」において、反社会的勢力には毅然として対応し、利益供与は一切行わない旨定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

あり

該当項目に関する補足説明 更新

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めております。また、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みは、次のとおりです。

1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株式市場における自由な取引を通じて決せられるものであり、当社の支配権の移転を伴う大量買付行為またはこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様の意思に基づいて判断されるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大量買付行為の中には、その目的等から見て企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大量買付行為の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が大量買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために大量買付者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、外部者である大量買付者が大量買付行為を行う場合に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、大量買付者の属性、大量買付行為の目的、大量買付者の当社の事業や経営についての意向、既存株主との利益相反を回避する方法、従業員その他のステークホルダーに対する対応方針等の大量買付者の情報を把握した上で、大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付行為が強行される場合には、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さない大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付行為に対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

2. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

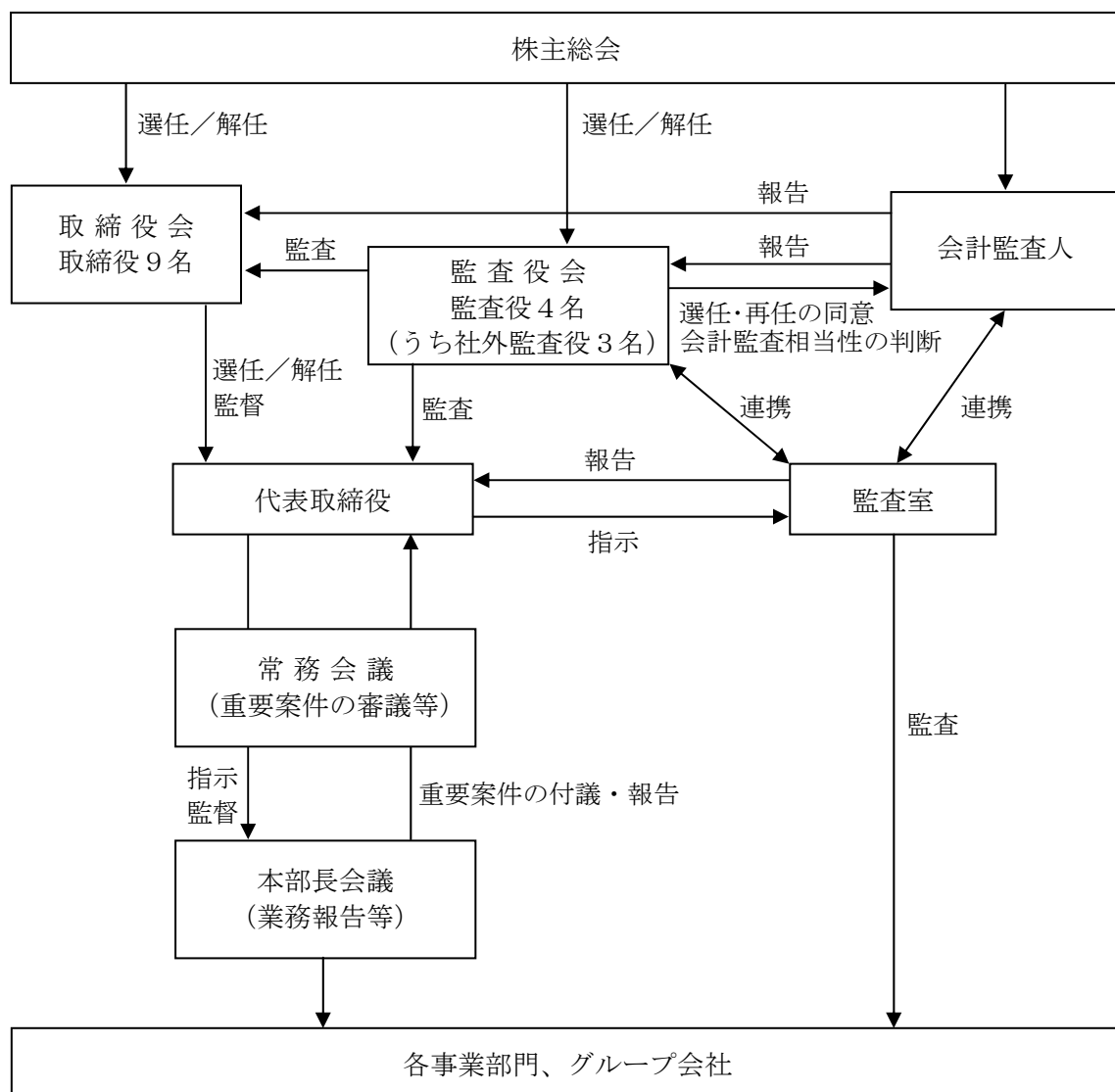
当社としては、当社株券等に対する大量買付行為（当社の株券等に対する20%以上の買付けその他の有償の譲受けまたはその提案をいいます。以下同じとします。）が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様に適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者（大量買付行為を行いまたは行おうとする者をいいます。以下同じとします。）及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成26年5月13日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の具体的内容（以下「本プラン」といいます。）を決定し、平成26年6月27日開催の当社第43回定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、本プランを更新いたしました。本プランの有効期間は、平成29年3月期に関する定時株主総会の終結の時までであります。

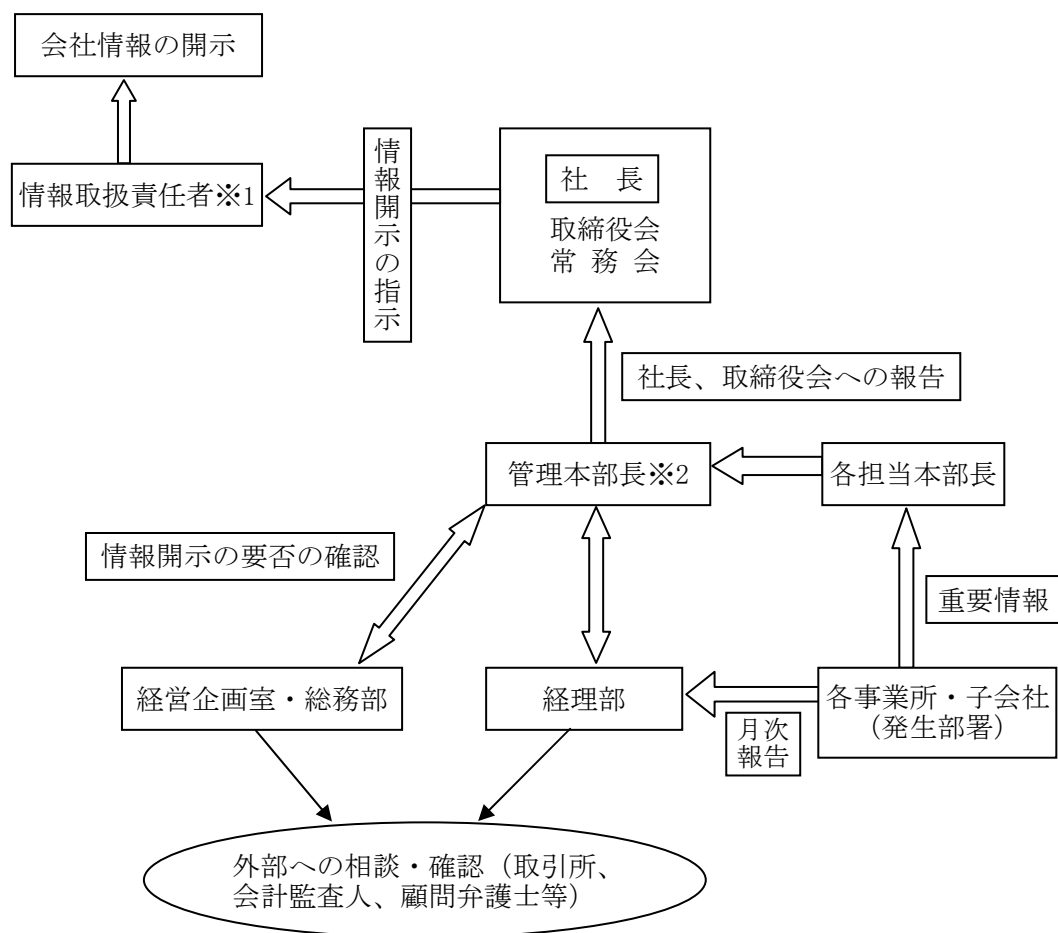
本プランは、大量買付者に対し、本プランの遵守を求めるとともに、大量買付者が本プランを遵守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を害すると判断される場合の対抗措置を定めております（なお、本プランの詳細につきましては、当社のホームページ（<http://www.yuasa-funashoku.com/>）で公表している平成26年5月13日付プレスリリース「当社株券等の大量買付行為への対応策（買収防衛策）の更新に関するお知らせ」をご参照ください。）。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【コーポレート・ガバナンス体制】



【適時開示体制の概要】



※1 情報取扱責任者は、管理本部長である。

※2 管理本部長は、取締役に委嘱されており、取締役会・常務会に出席している。

(注) 決定事項に関する情報は、取締役会または常務会の承認を得て適時開示しており、発生事実に関する情報は、取締役会または常務会に報告し、適時開示しております。

以 上